

工事指名競争入札通知書共通事項（郵便）

1 設計図書の入手方法

原則として、郵送するもの。

また、当該の通知書に示す期間内に、有限会社三和鶴園にて閲覧することができる。

2 設計図書に関する質問回答

- (1) 設計図書に関する質問は、別記様式に記入し、該当の通知書に示す期間までに、郵送、ファクシミリ及び持参にて提出すること。(電話等口頭によるものは受け付けない。)

設計図書に関する質問の回答は、当該の通知書に示す日に郵送するもの。

(2) 連絡先

有限会社三和鶴園

住 所 〒625-0086 京都府舞鶴市長浜725

電話番号：0773-62-1104

FAX番号：0773-63-7510

3 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札の方法は、郵便入札とする。

入札手続等については、関係規定によるものとする。

(2) 入札書に記載する金額

落札規定にあたっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数は切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(消費税抜きの金額)を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××,000円」とする。

間違って円まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

(3) 工事費内訳書

ア 入札書の提出に併せ、工事費内訳書を郵送により提出すること。

イ 入札書に記載する金額は、工事費内訳書の工事価格（消費税相当額を除く合計金額）に一致させること。

- ウ 工事費内訳書の様式は任意とするが、記載内容は設計図書に参考資料として添付されている金抜設計書の項目に一致させること。
なお、合計金額（消費税込み）は、予定価格以下で作成すること。
また、工事費内訳書の表紙には、工事名及び商号（名称）のみを記載すること。
- エ 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(4) 入札の無効

- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 同じ入札に2以上の入札をした者の行った入札
- イ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札
- ウ 亀岡市ほか行政機関から指名停止措置を受けて入札時点において指名停止期間中である者等、入札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- エ 開札の日時において有効な工事費内訳書を提出できていない者の行った入札
- オ 通知に示した入札に関する条件に違反した入札
- カ 他人の名義人になりすまして入札に参加した者の行った入札
- キ 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者として入札に参加した者の行った入札
- ク その他、不正の目的を持って行った入札

(5) 入札の辞退

- 入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。
- また、入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) 契約書作成の要否

要する。

4 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじを実施する。

5 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

6 契約保証金

- (1) 契約保証金は免除とする。

7 契約書の作成

落札者の決定後、7日以内に工事請負契約書を作成すること。

8 入札の中止

開札の前後に関わらず、入札者が1者に満たない場合は、入札を中止する。

9 その他

- (1) 入札参加者は、本通知書、関係規程、設計図書及び仕様書を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (3) 入札後、契約を締結するまでに亀岡市ほか行政機関の工事等契約に係る指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- (4) 契約後、入札参加除外措置を受けた場合又は京都府亀岡警察署長から亀岡市暴力団等排除措置要綱別表第2に該当する旨の通報等を受けたときは、当該契約を解除することがある。
また、別表第2に該当する旨の通報等を受けた者を下請人等としていたときも同様とする。
- (5) 予定価格以下で入札することができない場合は、入札を辞退すること。
なお、入札に参加した者が予定価格を上回る価格で入札した場合、失格とする。
- (6) 現場代理人については、営業所専任技術者以外の者で、3箇月以上請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係にある者から選任し、また、工事現場に常駐しなければならないことから他の工事との兼務はできない。